

令和 7 年度 第 2 回

日本版包装前面栄養表示に関する検討会

議 事 錄

消費者庁食品表示課

○事務局 定刻となりましたので、令和7年度第2回日本版包装前面栄養表示に関する検討会を開会させていただきます。私は本検討会の事務局を務めさせていただいております株式会社シード・プランニングの奥山です。どうぞよろしくお願ひいたします。開催に当たっての注意点を御案内します。本会はリアルタイムでウェブ配信をしております。報道関係の方は会場で傍聴されており、冒頭部分は写真撮影可となっておりますので御了承ください。併せて、記録のために配信画面を録画させていただいていることを御了承ください。ここで、本日お集まりいただきました構成員の御紹介をさせていただきます。公益社団法人日本栄養士会 常務理事 阿部 絹子構成員、東京農業大学 総合研究所 参与・客員教授 石見佳子構成員、一般財団法人 食品産業センター 参与 河野 浩構成員、淑徳大学 看護栄養学部 栄養学科 講師 坂口 景子構成員、国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所 国立健康・栄養研究所 食品保健機能研究センター 食品分析・表示研究室長 竹林 純構成員、公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 戸部 依子構成員、オール日本スーパー・マーケット協会 専務理事 中村 伸一郎構成員、一般社団法人 Food Communication Compass 代表 森田満樹構成員。なお、坂口構成員、中村構成員はオンラインでの御参加となっております。

続きまして、オブザーバーとして御出席いただきましたお二方を御紹介いたします。厚生労働省 健康・生活衛生局 健康課 栄養指導室 斎藤室長補佐、農林水産省 大臣官房 新事業・食品産業部 新事業・国際グループ 加集課長補佐。

続きまして、消費者庁の出席者を御紹介いたします。井上審議官、食品表示課 宮長課長、食品表示課 保健表示室 今西室長、同じく、保健表示室 松山課長補佐、以上でございます。本日の資料は、議事次第、資料1 「令和7年度日本版包装前面栄養表示に関する検討会」開催要領、資料2 日本版包装前面栄養表示ガイドライン（案）に関する御意見の概要及び御意見に対する考え方（令和7年12月3日時点 速報版）、参考資料1 日本版包装前面栄養表示ガイドライン（案）、参考資料2 <参考情報>日本版包装前面栄養表示ガイドラインに関するQ&A（案）。委員の皆様におかれでは、お手元の資料に過不足や落丁等ございましたら、都度事務局にお申し付けください。

それでは、以降の議事は石見座長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○石見座長 座長を務めさせていただきます、石見でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。それでは、議事に入る前に資料1について消費者庁より説明していただきます。松山課長補佐、よろしくお願ひいたします。

○松山課長補佐 それでは御説明いたします。資料1 「令和7年度日本版包装前面栄養表示に関する検討会」開催要領を御覧ください。別紙1のスケジュールにつきまして、修正をしておりますので御案内いたします。表の下から二つ目のところでございまして、パブリック・コメントの期間を記入しております。それから、表の一番下、第2回検討会につきまし

て、本日の日付を記載しております。資料1の修正点は以上でございます。

○石見座長 それでは議事1「日本版包装前面栄養表示ガイドライン（案）に関する意見募集について」に入りたいと思います。資料2については分けて議論したいと考えております。まずは「1 背景」、「2 目的」、「3 定義」及び「4 ガイドラインの範囲」までの議論をしたいと思います。消費者庁より資料の説明をしていただきます。松山課長補佐、どうぞよろしくお願ひいたします。

○松山課長補佐 それでは御説明いたします。資料2 日本版包装前面栄養表示ガイドライン（案）に関する御意見の概要及び御意見に対する考え方（令和7年12月3日時点 速報版）を御覧ください。時間が限られていますため、資料2の全てを御説明することは時間の都合上難しいのですけれども、例えば、同様の趣旨の御意見として件数が多かったものでとか、ガイドライン作成の背景やこれまでの議論などについて考え方として示している部分につきまして御説明をさせていただきます。

まず2ページ、一番はじめの御意見でございます。栄養成分表示と包装前面栄養表示を二重に表示する理由、メリットは何かといった御意見をいただいております。こうした御意見に対する考え方といしましては、日本版包装前面栄養表示ガイドライン（案）は、令和5年度に開催しました「分かりやすい栄養成分表示の取組に関する検討会」並びに令和6年度及び令和7年度に開催しました「日本版包装前面栄養表示に関する検討会」におきまして、延べ9回にわたり、消費者、食品関連事業者、有識者等の各々の立場から御議論いただいた内容を基に作成・提示しております。ガイドライン案を作成する意義につきましては、令和5年度第2回の「分かりやすい栄養成分表示の取組に関する検討会」で議論されまして、諸外国では、栄養成分表示の見にくさや分かりづらさを補足する取組として包装前面栄養表示が導入されており、令和3年11月のコーデックス委員会において、包装前面栄養表示ガイドラインが採択されたこと、国内におきましても、自主的な取組として包装前面栄養表示を採用する食品関連事業者が存在すること、令和6年度に健康日本21（第三次）が開始されたことから、我が国の健康・栄養政策においても、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）に位置付けない取組とした上で、一定のルールが必要であることとされました。こうした背景から、日本版包装前面栄養表示の取組を通じて更なる栄養成分表示の利活用につながるとともに、消費者自身が1日に必要な栄養成分等の量の目安を把握できるようになることにより、消費者の健康の維持・増進に資することを期待し、ガイドライン案を作成したということを御説明しております。

次に、3ページ上から二つ目のセルのところで、三ポツ目の御意見でございます。ガイドライン案の位置付けは「本ガイドラインは、食品表示基準に位置付けないガイドラインである。」としか記載がないため、当該表示はあくまでも任意であることを明記すべき。との御意見をいただいております。こうした御意見に対する考え方といしましては、日本版包装

前面栄養表示は、食品表示基準に位置付けるものでなく、法令上の義務は課さないガイドラインに位置付けたものです。この旨は、ガイドライン案の「2 目的」に「本ガイドラインは、食品表示基準に位置付けないガイドラインである。」と記載することで明示をしております。なお、食品表示基準において、一般用加工食品の「任意表示」は、第7条に規定されており、任意で表示する場合に従うべき表示方法を定めています。としております。

続いて同じく3ページ上から三つ目の御意見でございます。任意の取組のため、数値の誤りが発生した場合も違反に問わない運用をされたい。といった御意見をいただいております。こうした御意見に対する考え方といたしましては、日本版包装前面栄養表示は食品表示法（平成25年法律第70号）上の義務が課されるものではありませんが、例えば、食品表示基準第9条第1項第2号におきまして、栄養成分表示を含む「第3条及び第4条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語」につきましては、容器包装への表示が禁止されておりますため、関係法令等の遵守をお願いします。としております。

続いて4ページ上から四つ目の御意見でございます。「1日の摂取目安に対する割合」は、性別、体重、体格、年齢等によって大幅に異なるものであるが、消費者が正しい知識を持っていない現状があるにもかかわらず、どのように「摂取目安」を決定したのか。女性など体重が軽い人や子供は目安と大きくかけ離れることを注意喚起することなく乱暴な「摂取目安」を設定することに反対。といった栄養素等表示基準値に占める当該量の割合に関する御意見をいただいております。こうした御意見に対する考え方といたしましては、日本版包装前面栄養表示においては、「1日の摂取目安に対する割合」として、食品表示基準の別表第10に定める栄養素等表示基準値に占める割合を表示することとしております。栄養素等表示基準値は、表示を目的として、性別及び年齢階級別の栄養成分の摂取量の基準を性及び18歳以上に限った年齢階級毎の人口により加重平均した値です。日本版包装前面栄養表示の取組を通じて、消費者自身が1日に必要な栄養成分等の量の目安をより分かりやすい形で把握できるようになることにより、消費者の健康の維持・増進に資することが期待されます。一方で、1日に必要な栄養成分やエネルギーの量は、個人の年齢、体格、活動量等によって異なることから、個人の状況等に応じて目安となる割合を置き換えるなど、消費者が当該表示を適切に活用できるよう、当該制度の周知や普及啓発に努めてまいります。としております。

次に、6ページ上から二つ目の御意見でございます。当該表示はあくまでもガイドラインによるものであることから、当該表示の様式以外（例えば、エネルギーのみ単独で表示するなど）で栄養成分に係る情報を表示することは差し支えないとの明記をお願いします。といった御意見をいただいております。こうした御意見に対する考え方といたしましては、ガイドライン案の「3 定義」にお示しするとおり、日本版包装前面栄養表示の対象となる栄養成分等は、我が国の健康・栄養政策である健康日本21（第三次）における栄養・食生活の目標に関連するものでございます。熱量並びにエネルギー産生栄養素でありますたんぱく質、脂質及び炭水化物の量は消費者の適正な体重の維持に資する情報であり、肥満、若年女

性のやせ及び低栄養傾向の高齢者の減少に貢献し得る可能性があります。また、食塩相当量は食塩摂取量の減少に資する情報です。このため、日本版包装前面栄養表示は五つの項目を表示することとしております。また、食品関連事業者等の自主的な取組につきましては、令和6年度の検討会で議論され、ガイドライン案の「7 その他」に記載しておりますとおり、食環境づくりを推進する観点から、食品関連事業者等の自主的な取組につきましては、当面の間、維持できることいたしますが、食品関連事業者等におかれましては、ガイドライン案を参考にした取組を積極的に推進していただくよう期待いたします。しております。

続きまして、同じく6ページの下段からガイドラインの範囲につきまして、業務用食品や生鮮食品は対象外という認識で良いかという御意見ですとか、次の7ページ上から二つ目の御意見で、食品単位として1食分が適切に設定できない食品、例えば、小麦粉、パン粉などや単独で食されることがなくほかの食材と調理されて使用される、又はつけかけして食されるようなしょうゆなどの調味料についても包装前面栄養表示は推奨されるのか。といった御意見をいただいております。こうした御意見に対する考え方といたしましては、日本版包装前面栄養表示は、食品表示基準に位置付けるものでなく、法令上の義務は課さないガイドラインに位置付けたものでございます。この旨は、ガイドライン案の「2 目的」に「本ガイドラインは、食品表示基準に位置付けないガイドラインである。」と記載することで明示しております。日本版包装前面栄養表示を適用する範囲につきましては、容器包装に入れられた一般用加工食品であって、当該食品の食品単位として1食分の量が適切に設定できるものを想定していると明示しており、業務用加工食品及び生鮮食品は適用対象外でございます。また、一般用加工食品における個別の食品につきまして、対象範囲の考え方を一概にお示しすることは困難であることから、食品の特性に合わせ、実行可能な食品において導入を御検討ください。消費者庁としましては、日本版包装前面栄養表示が適切に運用されるよう、食品関連事業者等に向けて当該制度の周知や普及啓発に努めてまいります。しております。

次に7ページ一番下の御意見でございます。栄養素等表示基準値が18歳以上の推奨量のため、子供向けに製品設計されている食品の割合表示にそぐわない。栄養前面表示を広く利用されるようにするためにも、日本人の食事摂取基準の対象年齢の数値を用いたターゲットに寄り添った表示を行えるように検討してほしい。といった御意見をいただいております。こうした御意見に対する考え方といたしましては、「<参考情報>日本版包装前面栄養表示ガイドラインに関するQ&A(案)」の問2にお示ししておりますとおり、18歳未満の子供向けに製品設計されている食品において、日本版包装前面栄養表示を導入する場合、当該表示が表す栄養素等表示基準値に占める割合が、18歳以上の成人の摂取目安である旨を様式の近接した箇所に表示するなどの工夫により、誤認を生じさせずに情報提供する等の取組を促してまいります。しております。

以上、ガイドライン案の「1 背景」から「4 ガイドラインの範囲」までに関する御説明でございます。

○石見座長 御説明ありがとうございました。それでは「1 背景」から「4 ガイドラインの範囲」までの内容につきまして、御意見ありましたらお願ひいたします。森田構成員、お願ひいたします。

○森田構成員 森田です。パブリック・コメントの意見の中で、今回のガイドラインの位置付けにつきまして、任意であることを明記すべきという意見が多く出ています。このガイドラインを見ただけではそのように捉えられない方が結構多いのかと思いました。そこで提案なのですが、ガイドライン（案）の「2 目的」のところで、最後の「なお、本ガイドラインは、食品表示基準に位置付けないガイドラインである。」というところを「なお、本ガイドラインは、食品表示基準に位置付けるものではなく、法令上の義務は課さないガイドラインである。」としてはどうかというのが提案です。この文言は、先ほどの御説明の中に出でたとおりで、パブリック・コメントの6ページの回答の範囲のところでも、「日本版包装前面栄養表示は、食品表示基準に位置付けるものではなく、法令上の義務は課さないガイドラインに位置付けたものです」とあります。よって、これを読んだ方が義務なのか任意なのかよく分からぬといった意見もあるようなので、法令上の義務は課さないということをガイドライン（案）に一文入れていただけたらどうかと思いました。

○石見座長 ありがとうございました。それではこの森田構成員の意見につきまして更に御意見ありましたらお願ひします。坂口構成員、お願ひいたします。

○坂口構成員 ありがとうございます。坂口です。今の森田構成員の御意見と関連してではないのですが、6ページ目一番上のところになります。先ほど御説明いただいた中には入っていなかったのですが、「栄養士や保健師等に活用していただけるように、消費者庁からも職能団体や関係学会を通じて周知することが必要」という御意見がございまして、こちらは重要な御意見だと思います。ということで、次年度以降はぜひ普及啓発の方にも力を入れていただきたいと思いますし、例えば、各種学会等の時にシンポジウムなどの登壇なども、御依頼などがあった場合には、ぜひ前向きに御検討いただけますとありがたく存じます。よろしくお願ひいたします。以上になります。

○阿部構成員 今の坂口構成員に関連してなのですけれども、やはりこの包装前面栄養表示に関して、子供のことに関しても無理があるように言われていますけれども、日本の健康日本21にも掲げられている健康課題を考えた時に、やはり食塩の問題や肥満の問題、高血圧、循環器疾患についても、しっかりと問題を予防していくために活用していただくということに関しては非常に大きな効果があるのではないかと思っております。このようなことからも、学会もそうですが、特定健診・保健指導を行うための人材育成の研修会などのプロ

グラムの中にも組み込むことが必要だと思います。お恥ずかしいのですが、栄養士会では特定健診・保健指導の人材育成を年間通して行っているのですが、現時点で食品の表示や活用に関するプログラムはありませんので、今後はプログラムに付け加えて、しっかり活用できるように積極的に進めたいと思います。現状では、食品の表示を活用している方もたくさんいますが、この日本版包装前面栄養表示だけではなく、表示に関しては様々な問題がありますので、人材育成に関しては、日本版包装前面栄養表示も含めて食品表示に関するプログラムが非常に大切になるのではないかと思いましたので、よろしくお願ひ致します。

○石見座長 その他いかがでしょうか。戸部構成員、お願ひします。

○戸部構成員 先ほどの森田構成員の御提案に関するところですが、日本版包装前面栄養表示がこの食品表示基準に位置付けるものではないと書いてありますけれども、例えば3ページ、上から二つ目のところで「なお、食品表示基準において、一般用加工食品の「任意表示」は、第7条に」云々ということで、任意で表示する場合に従うべき表示方法を定めているということが書かれていて、表示することは任意だけれども、表示する内容については、適切に、誤解がないようにという意図だと思います。ですので、その点については表示することと、中身といったところを分けて書いていただくと、分かりやすいのかと思いました。そのような意味で、上から三つ目の回答箇所に関して、最後の締めの言葉として、関係法令等の遵守をお願いします、ということが明記されている点についてはとても分かりやすいと思いました。御質問をくださるということは、活用しようと考えた上での疑問だと思うので、その点に関しては分かるように、丁寧に説明をするのが良いのではないかと思います。

○石見座長 御意見ありがとうございます。今の森田構成員、そして戸部構成員の御意見について、松山課長補佐、御意見ありましたらお願ひいたします。

○松山課長補佐 ガイドラインを修正するかどうかという点につきましては、府内に持ち帰らせていただいて、検討させていただきたいと思っております。

○石見座長 ありがとうございました。戸部構成員お願ひします。

○戸部構成員 ガイドラインはその方針で対応をお願いできればと思いますが、この御質問に対する回答に関しての追加などについては今後どのようになるのでしょうか。

○石見座長 松山課長補佐、お願ひいたします。

○松山課長補佐 ありがとうございます。現在の記載で、消費者庁としての考え方というの

は示させていただいております。先ほどの、「任意表示」は第7条に規定されており、というところですが、本ガイドラインはこの第7条にも位置付かないものですので、「任意表示」とは異なることの説明をこの回答の中でさせていただいております。「任意表示」と位置付けた場合には、食品表示基準に位置付けられたガイドラインという位置付けになりますので、その場合には、本ガイドラインに従わなければならぬというような法的な規制が生じるという状況になります。本ガイドラインは食品表示基準に位置付けないガイドラインであり、この第7条の規定にはのらないということになりますので、考え方を修正する必要はないと考えております。

○戸部構成員 考え方としては分かるのですが、このように書いてあると、読んだ人が分かるかというのが少々心配だったためお伺いいたしました。

○石見座長 ありがとうございます。このガイドラインについては、さらに補足的な解説書をこれから作成いただけるということなので、そちらの方で、分かりやすく説明していただくようにするということでおろしいかと考えておりますが、いかがでしょうか。はい、お願ひします。

○森田構成員 私も戸部構成員の御指摘に賛成で、3ページの「なお」の箇所の任意表示についてこのように書かれてしまうと、このガイドラインは食品表示基準の任意表示のように読めてしまうのではないかと思います。ガイドラインは食品表示基準の任意表示にも位置付けていません。任意表示は第7条に規定されており、従うべき方法を定めていますが、本ガイドラインはこの任意表示にも位置付けていないということですね。この点が分かるように書かれないと、任意表示に位置付けられるのではないかと誤解されると思います。この「任意表示に位置付けるかどうか」というのは、昨年度かなり議論をしたところであります。あえてここは任意表示に位置付けないということでした。現在あるいろいろなFOPNL(包装前面栄養表示)に関して、エネルギーだけ前にもってきているものとかも幅広く認めています。その点、もう少し分かるように記載方法を工夫いただければと思いました。

○石見座長 消費者庁松山課長補佐、御意見ありましたらお願ひします。

○松山課長補佐 ありがとうございます。その点につきましては、一段落目で、食品表示基準に位置付けないガイドラインであると記載することで明示しております。まず一段落目で御意見に対する考え方を御説明させていただいて、それについて、付け加えて補足ということで、「任意表示」というのはこのようなところで規定されているものですというところを御説明する必要があると考え、こういった書きぶりにしております。

○石見座長 ありがとうございました。それではその他御意見ありましたらお願ひいたします。よろしいでしょうか。では次に「5 基本的な表示方法」について議論したいと思います。消費者庁より資料の説明をしていただきます。松山課長補佐、よろしくお願ひいたします。

○松山課長補佐 それでは御説明いたします。資料2を御覧ください。11ページ一番下の御意見でございます。これまで一般社団法人日本即席食品工業協会では、各商品の栄養成分については、食品表示基準に基づく栄養成分表示にとどまらず、即席めんの食塩相当量について「めん・かやく」及び「スープ」と細分表示すること、農林水産省野菜を食べようプロジェクト・サポーターとしての取組、文部科学省食育教材を参考とした「健康と栄養」の制作・配布等により、消費者がそれぞれの健康意識等に基づき、日常の食生活において食塩摂取量等の栄養成分をコントロールしやすいよう、各種情報提供に努めてきたところです。こうした中で、発出されようとしている本ガイドライン(案)について、以下のとおり意見を提出します。1. 本ガイドライン(案)では、食塩摂取量の減少に資するとの観点から加工食品の「食塩相当量」のみを二重線囲いとしていますが、①消費者がそれぞれの健康意識等に基づき、いずれの栄養成分を重視するのかは区々であること、②本ガイドラインの表示をしようとする企業側も、どの栄養成分の特徴を強調したいのかは区々であることなどから、事業者の取組を促し、FOPNL制度の実効的な普及を図るため、特定の栄養素だけを二重囲みをすることのない簡潔な様式とすることを要請します。2. 今後、食品表示等に関する方針、内容を変更しようとする時には、予め十分な時間的余裕をもって、関係企業のこれまでの努力、実行可能性等を十分に配慮しつつ、関係業界との調整に努めていただきますよう要請します。3. 様式案の表示項目について (1) 摂取目安に対する割合表示については、消費者の混乱を招く恐れがあるため、割合表示の有無は事業者に任せていただくよう要請します。 (2) 食塩相当量の表示については、1の様式に対する意見のとおり修正されたという前提で、「めん」と「スープ」別の表示を可能とすることを要請します。との御意見をいただいております。こうした御意見に対する考え方といたしましては、まず一つ目の御意見については、食品関連事業者等の日本版包装前面栄養表示の取組を促すことで、当該制度の普及啓発を図るという考え方は、御指摘のとおりと考えます。また、ナトリウム(食塩)は、身体に必要な栄養素であると認識しております。一方で、包装前面栄養表示については、WHO及びコーデックス委員会のガイドラインにするとおり、各国の健康・栄養政策に沿ったものであるべきとされており、他国におきましても、その国々の健康・栄養政策に応じた表示がされているものと認識しております。本ガイドラインの様式案は、現在の我が国の健康・栄養政策において、「食塩の過剰摂取」が重要課題であることを踏まえ、検討会での議論及び消費者アンケート調査を踏まえた上での様式案となっています。しております。二つ目の御意見につきましては、御意見として承ります。しております。三つ目の御意見の(1)に対する考え方といたしましては、日本版包装前面栄養表示の取組を通じて、消費者自身が

1日に必要な栄養成分等の量の目安をより分かりやすい形で把握できるようになることにより、消費者の健康の維持・増進に資することが期待されます。そのため、日本版包装前面栄養表示は、栄養素等表示基準値に占める割合を表示するものとしています。消費者の混乱をきたさないよう、当該制度を運用してまいります。しております。(2)に対する考え方といたしましては、日本版包装前面栄養表示の食塩相当量の表示について、ガイドライン案の「5 基本的な表示方法」を踏ました上で、「めん」及び「スープ」別に表示することも差し支えないと考えます。しております。

次に 14 ページ二つ目の御意見、こちらの後半の部分でございます。日本版包装前面栄養表示は、栄養成分表示の「見にくさや分かりづらさ」を補足し、利活用を促す取組であるにもかかわらず、同じ製品のパッケージにおいて、前面（日本版包装前面栄養表示）と裏面（義務表示）で栄養成分を比較する際の食品単位が異なってしまうという事態は、消費者が情報を比較検討する際に深刻な混乱を招く可能性があることから、FOPNL が消費者にとって有益なツールとなるために、「1 食分」単位は裏面の義務表示と一致させるべき。といった御意見をいただいております。こうした御意見に対する考え方といたしましては、食品単位につきましては、栄養成分表示と一致させることが望ましいですが、例えば、栄養機能食品における栄養成分表示の食品単位は、食品表示基準第 7 条第 1 項及び第 8 条第 1 項第 3 号の規定により、「一日当たりの摂取目安量」とされていることや、容器包装の内容物 1 個毎の重量に多少のばらつきが生じざるを得ない食品など、必ずしも一致できないものも想定されます。そのため、栄養成分表示と食品単位を一致させることが困難な場合は、少なくとも日本版包装前面栄養表示に用いる食品単位については、当該食品の 1 食分とすることとしております。

続きまして、14 ページ、一番下の御意見の 2 段落目のところでございます。1 食分の量は、「通常、消費者が当該食品を 1 回に摂取する量として、食品関連事業者等が定めた量とする」とされておりますが、醤油などの調味料等は、1 食当たりの量の設定が事業者毎でバラバラになる可能性が考えられる。したがって、今後、消費者庁としても、関係事業者との意見交換を行う等、一般消費者が混乱しないよう、調整・対応されたい。といった御意見ですとか、15 ページの二つ目の御意見、2 段落目以降になりますけれども、食品単位として 1 食分が適切に設定できない食品、例えば、単独で食されることなく、ほかの食材と調理されて使用する、又はつけかけして食するようなしょうゆなどの調味料、「1 食」の定義が難しい菓子類や数回に分けて飲むことを想定した大容量の飲料等については、その表示内容、特に「1 日の摂取目安に対する割合」を正確に計算することは極めて難しい。根拠のない 1 食分の量を設定した表示がなされると、消費者に間違った情報を供することになる。食品単位として 1 食分が適切に設定できない業界団体が存在する場合は、その団体が合理的な根拠に基づいて 1 食分の量の設定を主導することが望ましいことも明記すべき。といった御意見をいただいております。こうした御意見に対する考え方といたしましては、日本版包装前面栄養表示が国民の健康の維持・増進に資する取組として役割を果たす上で、食品単位の設定

を含め、日本版包装前面栄養表示を適切に運用していくことは重要であると認識しています。食品単位の設定については、1食分の量が設定しづらい食品があることも想定されます。一方で、ガイドライン案において、こうした食品を適用対象外とすれば、当該食品を扱う食品関連事業者等が日本版包装前面栄養表示に積極的に取り組みづらいケースが生じざるを得ないほか、食品関連事業者等の工夫により可能な情報提供をしていただくことを期待していることもあります、適用対象外とはしておりません。今後、例えば、同種商品を取り扱う食品関連事業者等の間や御指摘のあった業界団体内の場で、当該商品毎の食品単位の取扱いを含め、日本版包装前面栄養表示の取組を進めていく上で意見交換の機会が設けられる等の際、消費者庁としても必要な助言など協力と後押しを行うとともに、日本版包装前面栄養表示が適切に活用されるよう、消費者や食品関連事業者等に向けて当該制度の周知や普及啓発に努めてまいります。しております。

続きまして、17ページ上から三つ目の御意見の後半部分でございます。栄養成分表示における「0と表示することができる基準」に適合している場合は、包装前面栄養表示においても、不等号や「〇〇未満」を用いず、0と表示しても差し支えないか。との御意見をいただいております。こうした御意見に対する考え方といたしましては、ガイドライン案の「5 基本的な表示方法（3）栄養成分等の量」において、「日本版包装前面栄養表示に表示する栄養成分等の量については、栄養成分表示の値と一致させることが望ましい。」としています。したがって、栄養成分表示において0と表示している場合は、日本版包装前面栄養表示に表示する栄養成分等の量においても0と表示することとなります。しております。

続いて19ページ、上から二つ目の御意見でございます。「日本人の食事摂取基準」は5年毎に策定されるため、「摂取目安に対する割合」の根拠となる栄養素等表示基準値も同様の期間毎に改定されることが見込まれる。消費者にとっては最新の基準値に基づく表示が望ましい一方、基準改定の度に直ちに改版が必要とされた場合には多大な社会的コスト、事業者にとっては改版のコスト、消費者にとっては価格転嫁によるコストが発生するおそれもある。表示の切替の猶予期間を長めにとる等、社会的コストが膨らまないような措置が必要。といった御意見をいただいております。こうした御意見に対する考え方といたしましては、御意見は今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。なお、日本版包装前面栄養表示は、食品表示基準に位置付けるものでなく、法令上の義務は課さないガイドラインに位置付けたものです。現時点で経過措置期間等の特段の期限を設けることは想定していませんが、本取組の経緯や目的を踏まえ、消費者庁としては日本版包装前面栄養表示が適切に運用されるよう、食品関連事業者等に向けて当該制度の周知や普及啓発に努めてまいります。しております。

続きまして22ページでは、様式に用いる色について御意見をいただいております。例えば、二つ目の御意見でございます。対照的な色の解釈が幅広くあり得ること、また対照的な色以外でも認識しやすい色はあると思われることから、容器包装のデザイン・ブランドイメージが守りやすくなるよう、「様式に用いる文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色など消費

者が認識しやすい色であって、単色で表示」と柔軟な表現にしてもらいたい。などの御意見をいただいております。こうした御意見に対する考え方といたしましては、ガイドライン案の「5 基本的な表示方法（7）様式に用いる色」を踏まえた上で、消費者にとっての視認性や分かりやすさを考慮した色を食品関連事業者等において工夫いただくことも差し支えありません。しております。

以上、ガイドライン案の「5 基本的な表示方法」に関する御説明でございます。

○石見座長 御説明ありがとうございました。それでは、「5 基本的な表示方法」の内容につきまして、御意見ありましたらお願ひいたします。河野構成員お願ひいたします。

○河野構成員 食品産業センター河野です。様式案の食塩相当量の二重線囲みについてです。パブリック・コメントにおいても意見が数件寄せられていたことから、食塩相当量の二重線囲みの様式に抵抗を感じている事業者がいらっしゃるのも事実かと思います。お願ひになるのですけれども、今後の普及啓発にあっては、このような声も十分に踏まえて取り組んでいただきたいと思っております。それは特定の食品群が悪者扱いにされるようないいよう、適切な減塩の取組となるよう、お願ひしたいと思っています。そのあたり、普及啓発にあって、食品産業センターが事業者との場で御協力できることがあれば考えていただきたいと思っております。以上です。

○石見座長 御意見ありがとうございました。この表示の様式については、たくさんの時間をかけて議論していただいたものでございます。そして、厚生労働省の健康・栄養政策では、日本の場合は食塩の摂取量が諸外国に比べても多いですし、WHO の基本的な推奨量についても大幅に上回っているということで、これは日本の健康・栄養政策の一番として、健康日本 21 でも挙げられているところでございます。そのような経緯もあって、二重線あるいは少し隙間を空けたらどうかというような議論もありまして、多くの議論を経てこの様式になったものでございます。さらにこれから普及啓発していくわけですけれども、表示とそれから事業者様の御努力と、そして普及啓発というところ、この 3 点揃って、産官学で進めていくということでございます。先ほど阿部構成員の方からも栄養士会の方でも進めていくというお話をありましたし、坂口構成員の方からもありましたので、このような形で進めていくということで御理解いただければと思います。坂口構成員お願ひいたします。

○坂口構成員 ありがとうございます。同じく、様式関係の箇所でコメントが一つございます。同じく、9 ページの一番下の箇所の食塩に関する様式というところですけれども、賛成という御意見も、日本高血圧学会はじめ賛同の意見が出ているということも、非常に大きな意味を持つと捉えております。一方で、消費者が誤認しないような対策が必要といった御意見も見られてございますので、石見座長もおっしゃいましたとおり、今後、国民の皆様が本

様式を正しく食品選択に活用していただけるような、消費者教育含めて広く普及啓発をするということが非常に重要なことを改めて感じている次第です。同時に、企業努力によって減塩食品など質の高い製品の開発などを進めていらっしゃる事業者様というのも多くございますので、そういった食品が消費者から正しく選ばれるような環境整備という後押しをしていくことも重要なと思います。そのためには、販売していただく小売店の皆様の理解や協力というところも非常に重要な要素と考えますので、関係団体の皆様と協力しながら普及啓発を進めていくことが重要だと考えます。以上になります。

○石見座長 坂口構成員ありがとうございました。それでは阿部構成員お願ひいたします。

○阿部構成員 ほぼ坂口構成員が述べてくださいましたけれども、それに付け加えさせていただきますと、どう普及啓発していくかといった時に、坂口構成員が言ってくださったように、消費者だけではなく、国の取組としても共通理解をしていく必要があると思います。そのような意味では、厚生労働省のイニシアチブの食環境づくりも食塩の摂取は取り上げておりますし、企業がどのような取組でどのように国民に貢献するかということを宣言されるというのもございます。また、農林水産省では、食育の官民プラットフォームにおいてパーカスも提出する取組もありますので、省庁の壁を越えて共有のツールとして使えるという意味では、包装前面栄養表示を正しく使って国民にどう伝えるかと併せて、民間企業がどのような方法で活用していくかということに関しては共有できるツールになるのではないかと期待しておりますので、ぜひその方向で積極的に今の様式を活用していただけると良いなと思います。

○石見座長 ありがとうございました。今の様式で普及啓発をしっかりと進めていく、産官学で進めていくということでございます。その他よろしいでしょうか。森田構成員お願ひします。

○森田構成員 この二重囲みの協調の表示ということで、パブリック・コメントでは様々な意見が出ています。賛同する意見も多いですし、一方で誤認させるとか、特定の事業者団体から反対意見も出ています。けれども、そもそもその二重囲みで表現するということは、先ほど石見座長にも言っていただいたように、かなり時間をかけて検討しております。最初出てきた案は黒の反転でした。食塩が黒の反転で、完全に食塩をある意味悪者みたいな形で区別する提案でした。もう一つは隙間案。それからほかのものと同じようにする何もないという3案が出てきました。その時点では私は最初、反転はよろしくないということで、ほかのものと区別しない案を推しました。食塩に関しては、第1回から日本人はとにかく摂りすぎというのは栄養政策における大きなテーマであり、そこからスタートした議論です。初年度は食塩相当量だけでも、その部分だけ FOPNL に義務付けられないのかといったような意見

もあったと記憶しております。それほど食塩相当量に関しては大きなテーマです。そして日本人の食生活においては、ほかの国だったら飽和脂肪酸や、添加された糖などかもしれません、とにかく日本の場合は食塩相当量だと。そういう意味では今回の FOPNL というのは日本的だと思います。日本の現状置かれている課題に関して、食塩の摂りすぎだという実態に対して、とても教育的であり日本らしいものに収まったなと思っています。隙間案に関しては、隙間だとデザイン的にどうなのか、印字ミスのように思われないかというところがあり、隙間よりはどちらか太枠ですかでお願いしたいということで、最終的には二重囲みになつたと理解しております。急に二重囲みが出てきたわけではなくて、十分に検討して、この FOPNL の形になったということで、そこは理解していただくように普及啓発というのをきちんとしていただかないといけないと思っております。ここだけ強調すると食塩は悪者と誤解するかもしれないという意見もパブリック・コメントにはありますけれども、むしろこれは、チャンスだと思っています。なぜここだけ食塩がこんな二重囲みなのだろうというときに、日本人の場合はやはり食塩の摂りすぎがとても大きなテーマなので、ここは気をつけなければいけないのだと気づきになればと思います。以上のような議論を経てこの FOPNL がデザインされたものと理解しております、今までの検討の議事録を読んでいる方はそんなにいらっしゃらないでしょうから、理解されていないのかもしれません。その部分を普及啓発の中で日本の栄養政策の最大のテーマであるとか、こうした経緯でこのデザインになったこと、それが強制されない形で、義務表示に位置付けないガイドラインになつたという流れは、とても大事だと思っています。3年かかって十分に議論を尽くしていると思っていまして、これから普及啓発は大変だと思いますけれども、頑張っていただければなと思っております。

○石見座長 ありがとうございました。その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それではこの部分については御意見ありがとうございました。次に、「6 販売時と摂取時の栄養成分等の量にかい離が生じる食品の取扱い」及び「7 その他」を議論したいと思います。消費者庁より資料の説明をしていただきます。松山課長補佐より説明をお願いいたします。

○松山課長補佐 それでは御説明いたします。資料 2 を御覧ください。23 ページ、三つ目の御意見でございます。列挙されているもの以外にも、販売時そのままの状態で食べるわけではない食品は多い。なぜこのカテゴリーだけが、調理後の表示なのか。検討会で議論したとはいえ、拙速に事を運ぼうとしたように見える。例えば、調味料などはそのまま食べることは考えにくく、こうした食品ではそもそも 1 食当たりの量を決めることが困難である。といった御意見をいただいております。この御意見に対する考え方といたしましては、販売時と摂取時の栄養成分等の量にかい離が生じる食品については、令和 5 年度分かりやすい栄養成分表示の取組に関する調査事業報告書において、日本版包装前面栄養表示では摂取時

の状態の表示を許容することについて検討する必要があることが示されました。その食品の具体につきましては、令和6年度第1回及び第2回日本版包装前面栄養表示に関する検討会で議論し、第3回の同検討会では、加工食品約750点を対象とした表示実態調査の結果を踏まえた議論を行いました。さらに、第5回の同検討会に向けて、複数の食品関連事業者等との意見交換を行い、そこでの御意見や検討会での議論を踏まえ、ガイドライン案に記載の食品としました。食品によっては、1食分の量を適切に設定することが難しいものもあると認識していますので、実行可能な食品において日本版包装前面栄養表示の導入を御検討ください。としております。

次に26ページ、二つ目の御意見でございます。「摂取時の状態における栄養成分等の量を表示する場合」の具体的な表示例を示してほしいとの御意見をいただいております。こうした御意見に対する考え方といたしましては、今後作成予定の普及啓発資料等において、表示例などを示しながら分かりやすく説明してまいります。としております。

続いて同じく26ページ、一番下の御意見でございます。販売時と摂取時の栄養成分等の量にかい離が生じる食品、牛乳に溶かしてから飲む調整ココア、牛乳・卵を加えて焼成調理するケーキミックスなどについては、摂取時の栄養成分等のみの容器前面表示をすれば良いという認識で良いかとの御意見をいただいております。この御意見に対する考え方といたしましては、販売時と摂取時の栄養成分等の量にかい離が生じる食品の範囲は、ガイドライン案の「6 販売時と摂取時の栄養成分等の量にかい離が生じる食品の取扱い（1）販売時と摂取時の栄養成分等の量にかい離が生じる食品の範囲」のとおりであり、複数の食品を加えて調理するもの等は、この範囲に含まれないと考えます。他方、（1）の範囲において日本版包装前面栄養表示を行う場合には、摂取時の状態における栄養成分等の量を表示することが望ましいと考えています。としております。

続きまして、27ページ、二つ目の御意見でございます。食品関連事業者等が自主的な取組として、これまでに表示していた包装前面栄養表示もガイドライン案の内容に即した表示に変更しなくてはならないのか。といった御意見をいただいております。こうした御意見に対する考え方といたしましては、ガイドライン案は、令和5年度に開催した「分かりやすい栄養成分表示の取組に関する検討会」並びに令和6年度及び令和7年度に開催した「日本版包装前面栄養表示に関する検討会」において延べ9回にわたり消費者、食品関連事業者、有識者等の各々の立場から御議論いただいた内容を基に作成・提示しています。食品関連事業者等の自主的な取組については、令和6年度の検討会で議論され、ガイドライン案の「7その他」に記載があるとおり、食環境づくりを推進する観点から、食品関連事業者等の自主的な取組については当面の間、維持できることとしますが、食品関連事業者等においては、ガイドライン案を踏まえた取組を進めていただくことを期待しています。としております。次に、同じく27ページ、一番下の御意見でございます。第3段落の「さらに、将来的に、消費者が食品関連事業者等の自主的な取組における表示を栄養強調表示と誤認する等、混乱が生じる場合は、日本版包装前面栄養表示を食品表示基準に位置付けることや栄養強調

表示の取扱いを整理することなど、規制的な措置の必要性を含め見直しの要否を検討する。」は、将来的な義務表示化を予見させるものであり、これから任意の取組を推進する本ガイドラインにあっては不要である。将来的な義務表示化を検討する際には改めて検討会等を開催の上、慎重に検討されるべきものである。今後の食品事業者の自主的な取組の拡大を期待する状況で、このような規制的な表現は、逆に食品事業者の取組を萎縮させる可能性が懸念される。また、消費者の誤認が起こる理由は様々であり、その対応の方向性も複数考えられ、日本版包装前面栄養表示を食品表示基準に位置付けることで解消するか現時点では不透明である。以上より、「さらに、」以下の記述を削除すべき。との御意見をいただいております。この御意見に対する考え方といたしましては、御指摘のとおり、消費者庁といたしましては、本ガイドラインの公表後に日本版包装前面栄養表示の取組が拡大することを期待しております。令和5年度からの検討会における議論において、当初は日本版包装前面栄養表示を食品表示基準第7条「任意表示」に位置付けることを含めて議論がなされました。しかし、食品表示基準に位置付けた場合、食品関連事業者等において法令違反への懸念等から日本版包装前面栄養表示の導入に踏み切れないかもしれないことや、既に包装前面栄養表示に取り組んでいる食品関連事業者等の自主的な取組を後退させてしまうかもしれないなどの御意見があつたこと等を踏まえ、ガイドラインが適切と整理されたところです。ただし、食品表示基準に位置付けない場合には、日本版包装前面栄養表示の様式の一部のみを用いて表示したり、食品関連事業者等が表示したい栄養成分のみを表示し消費者が栄養強調表示と誤認したりするなど、様々な形態の包装前面栄養表示が乱立し、消費者にとって分かりにくい状況が生じる懸念があるとの御意見もあり、こうした議論を深めていく中で、最終的に食品表示基準に位置付けないガイドラインとすることとしました。こうした様々な角度から議論のあつた内容を踏まえる形で、ガイドラインの「7 その他」に示しています。消費者庁としましては、まずは、日本版包装前面栄養表示の取組の促進に向けて、消費者や食品関連事業者等に向けて日本版包装前面栄養表示の周知や普及啓発に努めてまいります。一方で、仮に、本ガイドラインの見直しの要否を検討する際には、消費者、食品関連事業者、有識者等と慎重に議論してまいります。としております。

以上、ガイドライン案の「6 販売時と摂取時の栄養成分等の量にかい離が生じる食品の取扱い」及び「7 その他」に関する御説明でございます。

○石見座長 御説明ありがとうございました。それでは、「6 販売時と摂取時の栄養成分等の量にかい離が生じる食品の取扱い」及び「7 その他」の内容につきまして、御意見ありましたらお願ひいたします。河野構成員お願ひいたします。

○河野構成員 食品産業センター河野です。ガイドライン案の最後の段落の部分、将来的義務化を暗示する内容ですけれども、やはり事業者の取組を推進する本ガイドラインにあっては、不要ではないかと考えるところですが、仮に、本ガイドラインの見直しの要旨を検討

する際には、消費者、食品関連事業者、有識者等と慎重に議論するという回答をいただいております。その際は、中小の事業者の実行可能性も含めて、改めて十分に議論していただきたいと思っております。また、これから普及啓発においては、先ほども議論にあり、十分にやっていくという話もありますので、その中で、このようなところの不安が解消されればと思っております。以上です。

○石見座長 ありがとうございました。この件については、検討会で多くの議論をしてきたところでございます。松山課長補佐からの御説明で、今後普及啓発において、それでもしガイドラインの改定がある場合は、中小企業の方も交えて皆で議論していくということにされておりますので、このような方向で進めていきたいと考えております。その他意見、いかがでしょうか。戸部構成員お願ひいたします。

○戸部構成員 ありがとうございます。実際にこの表示という形で取り組まないといけない事業者の方々、様々な御不安があるというのは、今回の意見でよく伝わってきました。先ほどの表記の仕方や様々なケースがあり、これから運用していくと多様な質問が出てくると思います。その時にどのように消費者庁として答えられたか等の背景情報を共有できるというようなことも非常に重要と思います。今後のガイドラインを作成したら終わりではなく、利用するその過程の透明性の確保や当該情報もみんなで共有できる仕組みになると良いかと思いました。以上です。

○石見座長 ありがとうございます。それでは竹林構成員お願ひします。

○竹林構成員 国立健康・栄養研究所の竹林です。販売時と摂取時の栄養成分等の量にかい離が生じる食品の具体的な表示例の件ですが、本検討会では消費者アンケート等を実施しておらず、現時点で根拠を持って最適な表示例を示すことは困難です。そのため、今後作成予定の普及啓発資料で示すとするお考えに賛同いたします。その上で、食品関連事業者の皆様には、より消費者に分かりやすい表示となるよう工夫をしていただくことを大いに期待しております。今回お示しするガイドラインには、手順書だけではなく表示に求められる考え方も記載されていますので、その意図を十分に理解していただき、積極的に日本版包装前面栄養表示に取り組んでいただければと思います。以上です。

○石見座長 ありがとうございました。この制度、これから運用していくということで、食品関連事業者の皆様の案もたくさん出していただき、みんなで作り上げていく制度と捉えています。竹林構成員、貴重な御意見ありがとうございました。その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。森田構成員お願ひします。

○森田構成員 27 ページから 28 ページにかけて、「さらに、将来的に、」の記述では、パブリック・コメントでは「義務化を予見させる」というところでの不安が寄せられているかと思います。そこで、このガイドラインの最後の「さらに、」というところの 1 段落を削除すべきという意見も寄せられているのですけれど、確かにこの点については、誤解を与えるのではないかと思っております。というのは、まず一つ目、この「さらに、将来的に、消費者が食品事業者等の自主的な取組の表示を栄養強調表示と誤認する等」とありますけれども、この「栄養強調表示として誤認する」という点については私も申し上げたと思うのですけれども、消費者が誤認するかどうかは、栄養強調表示をどう捉えるかということにかかってきます。栄養強調表示とは、食品表示基準上は「たっぷり」とか、「ゼロ」とか、そのような点を記載できることを別表で規定されているということです。しかし、私が前回申し上げた栄養強調表示として誤認するというのは、例えば、「1 日分のビタミン C」みたいなものや、ただ単に「たんぱく質 6.5 グラム」などをマークに強調しているものだと思っています。ほかの資料では、栄養強調表示とは食品表示基準の別表で規定される栄養強調表示であり、ただ単に 1 日分のビタミン C やたんぱく質何グラムというものは栄養強調表示ではないということでした。しかし、私は消費者を誤認させるのは栄養強調表示の範囲だけではなく、単に「たんぱく質何グラム」など事実をそのまま書いていても、それをマークにするとそれが一種の FOPNL のように見えるような場合も含むと思います。これは厳密には栄養強調表示ではないということなので、ここで「自主的な取組における表示を栄養強調表示と誤認する等」となると、すごく狭義になってしまいます。そこで、「自主的な取組における表示を栄養強調表示として誤認する等」のところの「栄養強調表示として」の部分を削除していただければと思います。消費者は栄養強調表示として誤認するわけではなく、ただ単に誤認するので、その点も含むように検討していただけないかと思っています。

二つ目は、次の段落ですけれども、「混乱が生じる場合は、日本版包装前面栄養表示を食品表示基準に位置付けることや」とあります。ここは「食品表示基準の任意表示に位置付ける」と、確実に書いておいた方が良いと思っております。ここで任意表示に位置付けると書いておかないと、パブリック・コメントにあるとおり、義務表示に位置付けられるのではないかとか、疑問が出てくると思います。その意見がいくつも出ておりますので、義務表示ではなく任意表示であると書いておいたほうが良いと思います。これは令和 5 年度の検討会の時から論点となっており、日本の場合は義務表示ではなく任意に位置付けると初年度の中間取りまとめで明確になっているところです。そこから何も変わっていないというところを明確にするためにも、「任意表示と位置付ける」と書くと良いと思います。

三点目、「規制的な措置の必要性を含め見直しの要否を検討する」という点について、これまでずっと任意表示が前提で検討してきたので、「規制的な措置の必要性を含め」の箇所があると、今後義務表示化されるとの誤解を招くおそれがある場合にはこの部分も削除するなど、少し手直しをした方が良いのではないかと思っております。

このように、「さらに、」以下のいくつかの書きぶりについてパブリック・コメントでは多く

の意見が寄せられています。この文章を付け加えなくても、その前の文章で「分かりにくいなど、いろいろな問題があったら、迅速かつ柔軟に本ガイドラインの見直しを検討する」とありますので、それでも十分かと思いました。ここの「さらに、」以下の一文を残す場合は、いくつか修正が必要ではないかと思っている次第です。

○石見座長 ありがとうございました。ただいまの御意見について、構成員の御意見、いかがでしょうか。こちらもかなり議論したところでございます。そして、先ほど、河野構成員もおっしゃったように、これから産官学、特に事業者様においては、努力していく、改定する必要が生じた場合にはさらに議論を進めていくというところで納得していただいておりますので、この方向でいきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。阿部構成員、お願いします。

○阿部構成員 私も石見座長の御意見に賛同させていただきたいと思います。やはり議論したことが、どう議論されたのかということが分かった方がよろしいかと思います。確かに栄養に関する表示は様々な表示があり、今年10月の栄養機能食品に関する検討会でも森田構成員が言ってくださいましたけれども、様々な新しいものが出てきた、その次の段階として、ほかの制度も見直した方が良いのではないか、あるいは消費者がどの表示を使うのかということに関しても、こういう人はこの表示を活用するが、一方でほかの人たちはこの表示の方が分かりやすいのではないかというほかの意見がある中で、恐らく包装前面栄養表示に関しては栄養表示の一番の入り口になる表示になるのではないかと思います。このようなことからも、今後様々な表示の消費者からの御意見、あるいは事業者ももちろんですが、関係者からの意見を聞きながら、今後任意にするか義務にするかということに関してもここで選択して任意に検討しますとか義務にしますということではなく、その可否についても改めて今後検討する必要があると思います。このままの文章でもよろしいのかと思いましたので、よろしくお願いいたします。

○石見座長 ありがとうございました。その他いかがでしょう。森田構成員、お願いします。

○森田構成員 石見座長と阿部構成員から御意見をいただきました。確かにこの部分は検討した部分ではあるのですけれども、それでしたら一つだけ、下から三行目の「日本版包装前面栄養表示を食品表示基準の任意表示に位置付けることや」と、この文章は入れていただけないでしょうか。やはり義務表示となると全く話が変わってくると思っております。包装前面栄養表示を義務表示にしている国というのは本当にまだ多くはなく、これからアメリカは三つの成分を注意喚起として義務表示にしようとしています。パブリック・コメントが確か今年の6月ぐらいで1万件以上来ているそうですが、そのぐらいに義務表示にするとというのは大変なことだと思っております。令和5年度の検討を思い出していただけると良

いかと思いますが、非常に議論して、裏に義務表示もあるのになぜ表に持ってくるのだとの事業者さん側からの意見に関して、裏は義務表示で表の FOPNL は任意表示ですと整理をしたところだと思います。あくまで、任意表示として位置付けるということが基本の路線だと思っておりますので、これを義務表示にするとなると二重になってしまいます。

それから、裏面、表面で同じことを書くのに何の意味があるのかと初年度ですごく言われた時に、これは、1日分の目安と一緒に書くことが、後ろの表示とは違うことにすごく意義があると言っております。先ほどの事業者団体からの意見では、下のパーセントの表示はいらないのではないか、選べるようにしてほしいとありましたけれども、その点も議論した上で 10 個の数字が並ぶようにとしているわけです。そして、それを任意表示にするということは議論の基本だったと思っておりますので、このガイドラインにおいては任意表示に位置付けるということを明記した方が良いのではないかと思っております。こここの「さらに、」以下のところでもし入れていただけるのであれば、「食品表示基準の任意表示に位置付けることや」とするように、今までの議論の背景を踏まえて、それ以上のことは何も議論していないので、そのようにお願いできればと思います。

○石見座長 御意見ありがとうございました。この文章を読みますと、一番下の行ですが、「混乱が生じる場合は」という仮定の話です。その時はまたその時で、その時の検討会が決めること、今私たちがここで決定するというのは座長として非常に責任が重いことかと思いますが、そのことについていかがでしょうか。

○阿部構成員 先ほどの繰り返しになるのですけども、その場合によって、裏の義務表示と前面表示の兼ね合いも含めて、今後普及啓発していった際にどんな混乱が生じるのかということは予測がつかないと思います。現時点では裏の義務表示に関しては義務の意味があり、包装前面表示については当面はガイドラインとして行っていただき、先ほどの様々な意見がある中で、企業によっては 1 食分がそぐわないなどの意見もたくさんありましたので、任意にするということはもちろん必要かもしれないですが、様々なパターンや多数の事項が今回のパブリック・コメント以外にも多様なことが今後生じるということも考えますと、石見座長がおっしゃったように、この場で決めるのではなく、スタートした後の状況を踏まえつつ、どんな制度のあり方が良いのかということについての議論が必要であれば早急に議論の場を設けていただくという方がよろしいのかなと思います。私自身はここで任意というのを入れるというのは少々難しいのではないかと思います。

○石見座長 坂口構成員、お願いいいたします。

○坂口構成員 ありがとうございます。今の議論に関しまして、私も石見座長や阿部構成員の御意見に賛同いたします。先ほど石見座長がおっしゃったように、混乱が生じた場合には

という前提での書きぶりであるということから、やはりそういった場合には根本から全体を見直すということが必要になるかと思いますので、現時点でのどのような混乱が生じるかを仮定した上で様々書くべきではないと思いますので、今の案のままで良いと考えます。以上になります。

○石見座長 ありがとうございました。御意見いかがでしょうか。戸部構成員お願いします。

○戸部構成員 こここのところ難しいなと思うのですが、参考資料1の9ページの最後の3行が、規制の方向の話がものすごく強い感じがしました。要は食品表示基準に位置付けることや、規制的な措置の必要性という表現に違和感を感じました。最後に記載されているので、頭に残り、それが規制の方向に行くのかと不安を感じました。運用しながら見直していくましようという趣旨だと思うのですが、あえて“位置付ける”とか、“規制的な措置”とかという言葉はなくても良いのではないかと思いました。もちろん規制的な方向もあり得るので、そのことを入れるのであれば、「規制的な措置の必要性を含み、見直しの要否を検討する」だけでも良いのではないかなと思いました。義務化となると少し強いのかなと思いました。

○石見座長 ありがとうございました。今の戸部構成員の御意見に対して御意見ありますでしょうか。阿部構成員お願いします。

○阿部構成員 この部分に関しましては、皆さん思ってらっしゃることは一緒なのだと思います。文章のどういう形で表現していくかということに関しては本日の意見なども踏まえて、事務局と石見座長に一任するということでよろしいのではないかと思いますので、よろしくお願いします。

○石見座長 阿部構成員から事務局と座長とで一任というお話が出ましたが、よろしいですか。

(構成員一同、同意)

○石見座長 では、この件に関してはそのように対応させていただきます。任意表示を明記してほしいという御意見ということで理解しております。最初の目的のところも、ここだけ見ると分かりにくいですけれども、背景からずっと読んでいき、全体を理解しますと、決して義務表示ではないということがよく分かりますので、私はこの記載で特に意識する必要もないかと考えておりますが、最後の文章につきましても御意見が出たということで、一度持ち帰り事務局と相談しながら、座長一任ということでよろしいでしょうか。ありがとうございました。

そのほか、「6 販売時と摂取時の栄養成分等の量にかい離が生じる食品の取扱い」と「7 その他」について、御意見ありますでしょうか。森田構成員、お願ひします。

○森田構成員 資料2の30ページの中央付近、問6についてです。このQ&Aについては、「更に栄養成分を追加する場合は、消費者が栄養強調表示と誤認しないように、五つの項目の視認性が低下しないよう配慮が必要」であるということで、具体的な方法が表示されません。今5個の成分があって、食塩が二重に囲まれていて、その横にビタミンとかミネラルなどが複数個並ぶと視認性は恐らく悪くなるだろうと思います。例えばある食品に10個とか15個が並んで、食塩だけは二重囲みで、あとはビタミン・ミネラルが書いてあって全部目安が書いてある数字が並ぶようなものがもし出てきた場合、視認性が低下しないよう配慮が必要となるわけですが、具体的にどういうことなのかというのをもう少し詳しく言っていただかないと分からぬのかなと思います。それは将来的には消費者が栄養強調表示と誤認する例となってくると思いますし、先ほどのさらに一番誤認につながる事例はそこかと思っております。ほかのビタミン、ミネラルなどが並ぶことが混乱をきたすこともあるかと思っているので、この部分は少し表示例を示しながら分かりやすく説明していただきたい。誤認させないようにお願ひしたいと思っております。

○石見座長 貴重な御意見ありがとうございました。この制度につきましては、これから運用していくということで、その都度御相談があったら事務局とも相談していただき、これから解説書も作ることなので、あまり具体を作ってしまうとそれに皆様縛られてしまうので、食品関連事業者の皆様の方でも良い案を出していただき、くれぐれも視認性が落ちるようなことはないようにということで進めていただければと思います。御意見ありがとうございました。その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。  
それではガイドライン案の修正については、座長一任とさせていただくことといたします。皆様にも修正案については、修正する場合は御確認していただく予定にしております。それでは議事の（2）その他として、消費者庁からございましたらお願ひいたします。

○松山課長補佐 今後のスケジュールについて御案内をいたします。これまで御議論いただきましたこの日本版包装前面栄養表示ガイドラインにつきましては、今年度中の公表を予定しております。以上です。

○石見座長 ありがとうございます。それでは活発な御議論ありがとうございました。本日の議題は以上でございます。閉会にあたりまして、構成員の皆様から、1分程度を目安に一言ずつ御挨拶いただければと思います。それではまず、阿部構成員からお願ひいたします。

○阿部構成員 皆さん、長期間にわたりお世話になりました。ありがとうございました。日

本栄養士会の立場といたしましては、事業者寄りというよりは、先ほど申し上げましたけれども、消費者がこれをどう活用できるのか、あるいはどう活用してもらうのかというところを十分に管理栄養士、栄養士が消費者に伝えていくと同時に、様々な現場で使えると思いますので、予防だけではなく疾病の管理にも利用できると思います。今は食品一つ一つから全部調理をして作るという食生活の形態ではなく、一定の加工された食品を使いそれを上手にどうやって自分の食生活の中に位置付けるかといった時には、この食品表示というのは消費者にとって羅針盤というのか、非常に大切なものです。様々な食品表示がある中で、栄養に関する表示をどうやって消費者が使用できるようになるのかというところが最大の課題かと思っておりますので、引き続き尽力させていただきますので、よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

○石見座長 それでは河野構成員、お願ひいたします。

○河野構成員 食品産業センター河野です。どうもありがとうございました。議論に参加させていただいて、いろいろと勉強になりました。今日の議論の中にも多々出てきましたけれども、このガイドラインができて、一読しただけではなかなか分からぬ部分があり、実際に取り組んでいくときに具体的にはどうしたら良いのかというのがこれからたくさん出てくるとは思いますので、そういう点は、これから普及啓発や事業者の説明の場、あるいは解説書で解消されていけば良いかと思っております。繰り返しですけども、そういうところで、事業者の説明の場については食品産業センターでもできることは考えていきたいと思っております。どうもありがとうございました。

○石見座長 ありがとうございました。それでは竹林構成員お願ひいたします。

○竹林構成員 この3年間、皆様どうもありがとうございました。長年、栄養成分表示に関する仕事に携わってまいりましたが、やはり、消費者の皆様が表示を見て実際に自分の生活に役立てていただくという部分が重要かつ最大の課題だと長らく感じてきました。皆様と議論を重ねさせていただき、日本版包装前面栄養表示のガイドラインとして納得のいくものができたと考えております。ただ、この取組を今後拡大し社会実装していくことこそが最も重要です。ガイドライン策定はゴールではなくこれがスタートラインだと考えておりますので、引き続きよろしくお願ひいたします。以上です。

○石見座長 ありがとうございました。それでは戸部構成員、お願ひいたします。

○戸部構成員 今回の日本版包装前面栄養表示ということで、そしてその位置付けも食品表示基準に位置付かない任意ということで、今後より一層消費者からの声をしっかりと上

げていき、これで終わりではなく、継続的に見直しだとか、役に立つものに関係者と一緒に作り上げていけることを期待しています。これがきっかけに、表示に限らず法制度に関して、消費者の関与、一緒に参加していくことの再認識につながれば良いと思っております。どうもありがとうございました。

○石見座長 ありがとうございました。それでは森田構成員、お願ひいたします。

○森田構成員 3年間にわたって、検討に関わらせていただきましてありがとうございました。この制度は使ってもらわないと、事業者が進んで表示してもらわないと始まりませんし、そして消費者がそれを見て活用しないと始まらない制度です。だから、たくさんの方に取り組んでいただき、そして消費者がそこから気づきを得て、日本の食塩の摂りすぎという栄養課題に気づき、その中でもっと自分の食生活、健康な食生活に活用してもらえるというような一つのきっかけになるように期待しているところです。ただパブリック・コメントを見ると、当たり前と思っていたガイドラインの表記が割と理解が得られていないくて、事業者の方に理解をしていただかないと取り組んでもらえないというところに少し不安も感じたところではあります。なので、今後ただ単に表示の問題だけではなく、日本人の栄養課題というところの啓発、それは厚生労働省のところでやっておられるとは思いますけれども、阿部構成員がおっしゃられたような、まさに現場での普及啓発ですか、そういうところでFOPNLがきっかけになって広がっていけばと願っています。また、初年度に少し検討したデジタルツールの活用について、中間取りまとめの時にも出ています。FOPNLは容器包装に表示されることによって機能するものであり、デジタルツールは関係ないとも思うのですけれども、裏面表示の義務表示とともに二重に表示する意味などが事業者から問われていることを考えると、例えば、これから検討されるデジタルツールの活用で栄養成分表示について、表面にFOPNLがある場合は裏面の義務表示はデジタルツールの活用も可能になるといったような議論のきっかけにもなるのかなと少々思った次第です。このことは初年度には検討の中で出していましたが、次年度以降あまり検討をされていなかったことなどで、最後に少し付け加えたいと思います。今回、3年をかけて日本らしいFOPNLができたと思っておりまして、国際的に見ても注意喚起表示と情報提供が一緒になっている表示という意味で良い表示に収まったと思っております。より多くの方に理解していただき、普及啓発することを願っております。どうもありがとうございました。

○石見座長 今後の課題についても御提案いただきありがとうございました。それでは坂口構成員、お願ひいたします。

○坂口構成員 ありがとうございます。坂口でございます。まずは3年間ありがとうございました。3年間で考えうる議論は全て尽くしたと思っております。国際的な流れを踏まえて、

日本の健康・栄養政策に沿った様式と、それからガイドラインができたということは、非常に大きな前進と言えると思います。繰り返しになりますけれども、大切なことは国民の皆様がこの様式を食品の選択をする際に適切に活用していただくということだと思いますので、今後、国民向けの教育・普及啓発はもちろんのこと、専門職の方が多く所属する、例えば学術関係団体、あるいは各種の食品メーカーの方や小売店といったような、いわゆる産学官の連携で進めていくということに注力すべきだと考えます。ということで、私は管理栄養士養成、それから教育研究を担う立場として関わらせていただきましたけれども、今後もそのようなことの一助になるような活動や研究を進めてまいりたいと考えております。以上です。ありがとうございました。

○石見座長 ありがとうございました。それでは中村構成員、お願ひいたします。

○中村構成員 中村でございます。3年間どうもありがとうございました。スーパーマーケットの団体ということで、販売する側、それから一部総菜等、製造する側という立場で参画をさせていただきましたが、最初の方に申し上げておりましたとおり、事業者側での表示がいろいろ進む中で、一定の国としてのガイドラインができ、ルール化がある程度羅針盤というような形でできたということで、そのガイドラインに沿った形での事業者の指標ということで、価値があるものになったのではないかと思います。今後は事業者サイドとして、普及推進がやはり何よりだと思いますので、事業者サイドの製造の普及推進も、消費者の方との接点でもありますので、そこでの普及推進にそういう場の御提供や御協力を引き続きさせていただければと思います。また、消費者の皆様に先ほど最後いろいろ出ましたけれども、ナトリウムの摂取について、日本の食生活の中の大きな課題というところをどのようにお伝えするかとともに、やはり製造事業者としてはナトリウムを減らしても美味しい食品をどのように御提供していくのかというところにも思考がいけばなお良いと考えております。3年間どうもありがとうございました。

○石見座長 ありがとうございました。構成員の先生方、どうもありがとうございました。それでは最後に、私から一言御挨拶させていただきます。この3年間、構成員の皆様には貴重な御意見、活発な御議論をいただき、本当にありがとうございました。そして、パブリック・コメントをくださった皆様、そして消費者庁の皆様、この日本版包装前面栄養表示に向けてのガイドライン作成に御尽力いただき、本当にありがとうございました。この包装前面栄養表示というのは、以前より国際的には食品に表示がされておりまして、かなり長い歴史のある国もございます。そんな中、WHOが2019年に、そしてコーデックス委員会が2021年にガイドラインを出したということでございます。さらに、厚生労働省の健康・栄養政策、健康日本21、そして栄養サミットで、食環境づくりの推進ということで政府のコミットメントがございました。そのような流れの中、我が国としましてもやはり包装前面栄養表示が

必要ではないかということで、この検討会が消費者庁様によって開催された次第でございます。その中で、このような包装前面栄養表示につきましては健康アウトカムとの関連があるとの論文がたくさん出てきまして、2024年にはメタアナリシスも出るぐらい実践しているということと、健康アウトカムが健康の維持・増進に資するというような科学的根拠が出てきております。今回この3年間を経まして、このガイドラインができたということで、これから少し宿題もありますけれども、このガイドラインをさらに活用させることで皆様の健康の維持・増進に役立てることができるのではないかと考えております。やはりこの健康・栄養政策というのは、食品に関しましては、食品の表示とそれから事業者様の取組、そしてそれを普及啓発するという、この三つが重要と言われております。その中で、この表示の方に3年間関わらせていただきまして、本当にありがとうございました。これをもちまして私からの御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。事務局から事務連絡をお願いいたします。

○事務局 皆様、本日はどうもありがとうございました。後日、メールで議事録の確認をお願いさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。また、今回の議事録については、後日、消費者庁ウェブページに掲載されます。それでは、消費者庁井上審議官より閉会の御挨拶を申し上げます。井上審議官、どうぞよろしくお願ひいたします。

○井上審議官 それでは、閉会に当たりまして、一言御礼の御挨拶を申し上げたいと思います。石見座長をはじめとしまして、構成員の皆様には、令和5年度の分かりやすい栄養成分表示に関する検討会から始まりまして、令和6年度・7年度の本検討会まで3年間に渡りまして、日本版包装前面栄養表示について熱心に御議論いただきましたことに心から感謝を申し上げたいと思います。本当にありがとうございます。本日いただきました御意見も踏まえまして、最終的な調整をさせていただきたいと思います。その上で、日本版包装前面栄養表示ガイドラインを公表させていただきたいと考えております。この日本版包装前面栄養表示の取組を通じまして、更なる栄養成分表示の利活用につながるとともに、消費者自身が1日に必要な栄養成分等の量の目安を把握できるようになることによって消費者の健康の維持・増進に資するということを期待しております。本日説明にもありましたように、消費者庁としましては、日本版包装前面栄養表示の取組の推進に向けて、本制度の周知や普及啓発をしっかりと丁寧に進めていきたいと考えております。最後になりますけれども、構成員の皆様におかれましては、今後とも、ぜひとも御指導、御助言賜りますよう改めてよろしくお願ひ申し上げまして、簡単ですが、私の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○事務局 井上審議官、ありがとうございました。石見座長にお返しいたします。

○石見座長 はい。以上をもちまして、令和7年度日本版包装前面栄養表示に関する検討会を閉会させていただきます。ありがとうございました。